丹波市氷上斎場

施設使用のご案内

ď	- 1	<	じ

斎場使用の甲込み・	使用料	•	•	•	1
氷上斎場概要・・・		•	•	•	3
火葬・待合について		•	•	•	4
葬祭棟について・・		•	•	•	5
お願い・・・・・		•	•	•	6
施設平面図・・・・		•	•	•	7
斎場案内図・・・・		•	•	•	8

【斎場利用に関する問い合わせ先】

- ○『丹波市氷上斎場』 丹波市氷上町絹山 1025 番地 1 電話(0795)-82-4217 FAX(0795)-82-4252
- ○『丹波市役所生活環境部環境課』 丹波市氷上町成松字甲賀1番地 電話(0795)-82-1001 FAX(0795)-82-5448

この施設は、厚生年金・国民年金積立金還元融資で建てられたものです。

(令和2年4月1日版)

斎場の使用申込み・使用料

■ 使用申請受付時間·方法

申請受付時間:午前8時30分~午後5時15分(土・日・祝日も同様)

申請受付方法:本庁・各支所窓口での直接申請

※電話による予約は一切受け付けません。

種別	必要書類等	受付場所
〇死亡者の火葬 〇死胎児の火葬	○死亡届(死産届) ○印鑑・使用料金	本 庁【市民課】 各 支 所【支所係】
○身体の一部の焼却 ○胞衣(妊娠4ヶ月未満の胎 児・胎盤等)の焼却	○医師の診断書 ○使用料金	※土・日・祝日は 本庁・各支所当直室

[※]改葬による遺骨の火葬や、埋葬(土葬)した遺骨の火葬については、あらかじめ丹波市役所 環境課にご相談ください(電話 0795-82-1001)

■ 斎場使用料

火葬施設使用料 (非課税)

区分		単位	使用料 (円)	
		十1年	市内	市外
	満 12 歳以上	1体	20,000	60,000
火葬棟	満 12 歳未満	1体	10,000	30,000
	妊娠4ヵ月以上の胎児	1体	5,000	10,000
	改葬遺骨	1件	5,000	10,000

その他の施設使用料 (税込)

区分		単位	使用料 (円)		
		中 亚	市内	市外	
火葬棟	身体の一部	1件	5, 230	10, 470	
八鉾馃	胞衣 (4ヶ月未満の胎児、胎盤等)	1件	5, 230	10, 470	
葬祭棟	和室	1室1回	3, 140	6, 280	
発宗 傑	葬祭場	1回	52, 380	157, 140	

- 備考 1.『市内』とは、次に定める要件に該当する場合をいう。
 - (1) 死亡者 (4箇月以上の死胎児にあっては、その父又は母) が死亡時に本市の住民基本台帳に記録されている場合
 - (2) 改葬遺骨については、改葬しようとする遺骨が埋葬されている墓地の所在が、本市にある場合
 - (3) 身体の一部及び胞衣については、本人が申請時に本市の住民基本台帳に記録されている場合
 - 2. 『市外』とは、『市内』に該当する場合以外(死亡者の住所が不明の場合を含む。)をいう。

氷上斎場概要

■ **休 館 日** 火葬棟 1月1日・2日

葬祭棟 12月31日~1月3日

■ **駐 車 場** マイクロバス 3 台 普通車 4 5 台

■ 斎場受入時間 午前10時~午後4時(最大受入可能件数:午前2件・午後3件) ※30分間隔(毎時0分、30分)での受付になります

□ 斎場の使用時間については、<u>死亡届提出時に</u>斎場と時間を調整し、予約をすることとなります。ただし、当日の斎場の予約状況により希望される時間・日の予約ができない場合がありますことをご了承ください。

※予約された斎場到着時刻から逆算し、葬儀・出棺時間を調整してください。

□ 死亡又は死産(妊娠7ヶ月以上)後、24時間経過した後でなければ火葬の執行ができません。(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第30条の規定を除く)

■ 火葬の一般的な流れ(参考)

- (1)葬儀終了後、霊柩車で斎場へ移動
- (2) 斎場到着 (到着時間厳守)
- (3) 告別 (10分~15分程度 告別室にて)
- (4) 火葬開始 (炉前ホールに移動・火葬炉にお棺を搬入)
- (5) 火葬中待機 (待ち時間1時間30分~2時間程度 待合ロビーや葬儀会場などで待機)
- (6) 収骨 (10~20分程度 収骨室にて)
- (7) 退場

※お棺到着から収骨までのお棺の搬送は、係員が行います。係員の指示にお従いください。

■ そ の 他

- □ 霊柩車は使用者において手配ください。ただし、宮型霊柩車は乗り入れ禁止です。
- □ 斎場使用許可申請時に『死体埋火葬許可証』と『斎場使用許可書』をお渡しします。斎場使用当日に、斎場係員にご提出ください。お忘れになりますと、火葬が執行できませんのでお気をつけください。 (身体の一部・胞衣については斎場使用許可書のみとなります)

火葬・待合について

■ お棺について

お棺は寝棺として、次の大きさにしてください。

長さ:190cm以内 幅:55cm以内 高さ:47cm以内

■ **待合場所について** (火葬執行中の待機)

火葬の執行には1時間30分~2時間ほどかかります。その間、氷上斎場内で待たれる場合には 待合ロビーをご利用いただけます。なお、当日の使用状況によってはご使用いただけない場合が あります。

□ 待合ロビー

- ・ 待合ロビーは共用スペースですので、当日の使用状況によっては混雑することが あります。ご了承ください。
- ・10名程度の待合が可能です。

□ **葬祭棟和室** (本来待合室ではありません。ご注意ください)

・本来、葬祭場利用者のためのものであり、待合用の施設ではありませんので、葬祭場 使用者を優先します。

<u>火葬当日に、葬祭棟使用者がない場合のみ、当日にご利用いただけます。</u> 前日の午後5時頃に氷上斎場より確認連絡を入れます。

- ・ 待ち時間に食事をされても結構です。 ただし、料理等については準備できません ので、ご用意ください。
- ・使用後は清掃し、備品等は元の位置に整理し、ゴミはお持ち帰りください。
- ・和室の広さ等については、次ページをご参照ください。

■ その他

- 告別室には、写真立てを含む五具足を用意しています。
- ・死胎児の火葬については、ご遺骨がほとんど残らない場合があります。ご了承ください。また、妊娠7ヶ月以上の死胎児は死後24時間経過した後でなければ火葬の執行ができません。
- ・待合ロビーには喫茶店、売店、自動販売機は設置しておりません。
- ・館内では携帯電話が繋がらない場合があります。公衆電話を設置していますので ご利用ください。

葬祭棟について

■ 葬祭棟について

□ 使用時間 午前9時~午後5時 (※準備・片付けを含む。)

□ **葬祭棟施設** 葬祭場・和室・湯沸室

□ 葬 祭 場

椅子	常設60席・予備20席
放送用設備	放送アンプ1台 (カセットテープ・CD使用可) 有線マイク2本・ワイヤレスマイク2本
その他	長机2脚・パイプ椅子2脚 等

[※]その他、葬儀に必要な祭壇などは、使用者で手配してください。

□ 和 室

和室1	15畳	3部屋の備品(一部)
和室 2	12畳	・座卓12卓(45 cm×180 cm×30 cm) ・木製椅子3脚 座布団50枚
和室3	8畳	• 姿見鏡 3 枚 等

[※]和室1と和室2は襖で仕切ってあります。襖を取り外しての使用もできます。

□湯沸室

- ・お茶の葉、湯飲み50個、茶托26個、ガラスコップ約20個、急須、やかん、 電気ポット、茶漉し、お盆 等
- ・ご利用はセルフサービスです。利用後は必ず洗って所定の位置に戻してください。

■ その他使用について

- ・葬祭場、和室をお貸しするものですので、祭壇及び葬儀の運営などについては、使用者様で 手配いただくことになります。
- ・お供え物は使用者により設置してください。ただし、葬祭棟内の飾りつけ(例:祭壇まわりの生花・盛りかご)はしていただいて結構ですが、棟外・屋外の飾りつけ(例:花輪・しきみ)はしないでください。
- ・和室での葬儀はできません。(和室への祭壇設置は不可)
- ・法要のみのご使用や通夜はできません。(但し、葬儀後、同日に法要をすることは可)
- ・駐車場の誘導員は使用者によって手配ください。
- ・案内看板を設置される場合には、設置箇所の地権者等の了解をとるようにしてください。

お願い

■ 副葬品について

火葬棟をご使用いただくとき、納棺の際には次の点についてご協力ください。

- (1) ドライアイスが入れてありますと、炉内の温度が上がらず火葬が正常にできなくなりますので、出棺時には必ず取り出してください。
- (2) 棺の中にビン類、缶類が入れてありますと、これが炉内で爆発したり溶けたりして、 ご遺体を傷つけたり、お骨に付着する場合があります。ご遺体の尊厳を損なわないため にも絶対入れないでください。
- (3) 棺の上に置いたまま火葬できる副葬品については添花(最小限のもの)・位牌(信教の 違いにより位牌に類するものは可)のみです。その他のものについては斎場職員の指示に より持ち帰っていただくこととなります。

□ お棺の中に入れてはいけないもの(一例)

ドライアイス	出棺時に必ず取り出してください。
爆発する恐れのあるもの	スプレー缶、ライター、密封してあるビンや缶等
燃えないもの	金属製品、陶磁器類、缶類、ビン類、ゴルフクラブ、釣竿等
燃えにくく、お骨をいた めやすいもの	分厚い布団、毛布、そばがらやプラスチック入りの枕、 衣服(着用されているもの以外)、靴などの革製品、本類、 くだもの 等
溶けて、お骨に付着しや すいもの	メガネや鏡などのガラス製品、プラスチック製品、ゴム製品、 ペットボトル 等

□ お持ち帰りいただく持ち込み品

次のものは喪主及び葬儀設置者においてお持ち帰りいただき、処理してください。

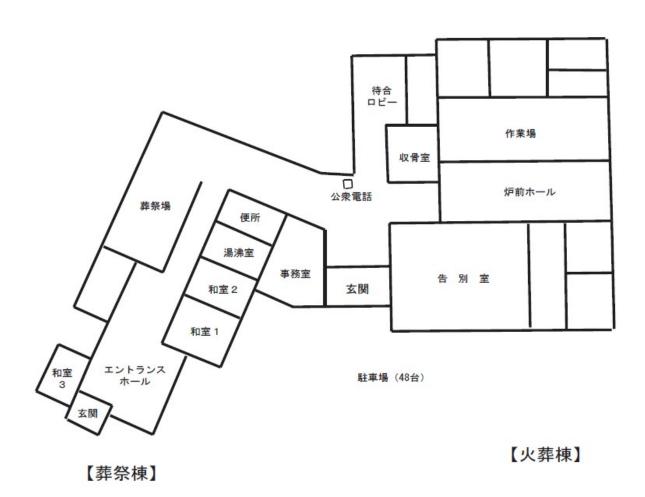
茶碗類、草履、葬儀装飾品 等

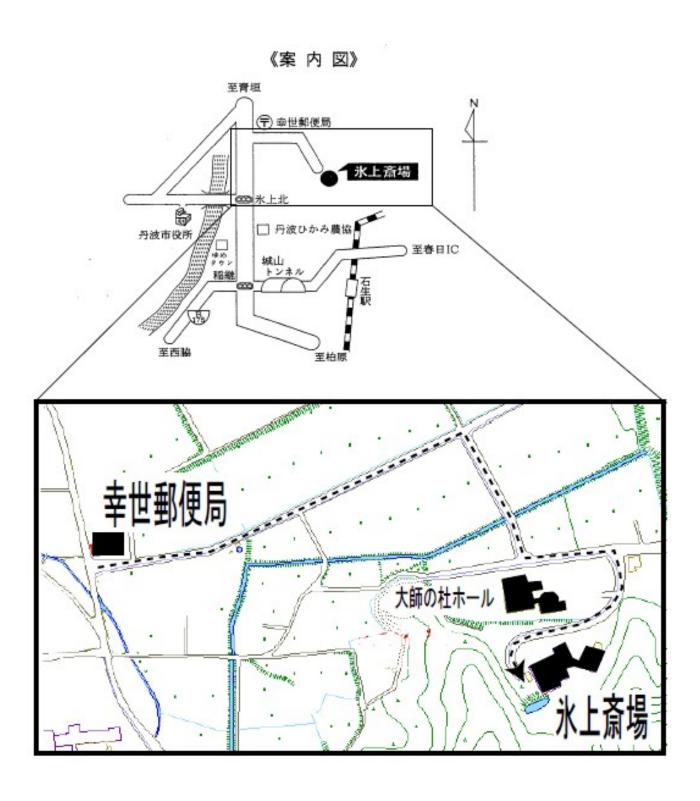
■ ペースメーカーについて

火葬中に突然破裂する恐れがあります。ご生前故人が使用されており、事前に摘出できない 場合は、斎場係員まで必ずお申し出ください。

■ <u>斎場の係員に対する心づけは、一切不要です。固くお断りいたします。万一渡された</u>場合は、後日お返しします。

【 氷 上 斎 場 平 面 図 】





【斎場利用に関する問い合わせ先】

- ○『丹波市氷上斎場』 丹波市氷上町絹山 1025 番地 1 電話(0795)-82-4217 FAX(0795)-82-4252
- ○『丹波市役所生活環境部環境課』 丹波市氷上町成松字甲賀1番地 電話(0795)-82-1001 FAX(0795)-82-5448